

令和3年4月26日

県立神戸高等学校
保護者・生徒の皆様

県立神戸高等学校長
世良田 重人

緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた本校の対応について

4月23日、緊急事態宣言が発令され、兵庫県、大阪府、京都府、東京都が緊急事態措置を実施すべき区域となりました。この状況を踏まえた県教育委員会の通知に基づき、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本にして、以下のとおり教育活動を実施していきますので、よろしくご理解ご協力のほど、お願いいたします。

なお、連休明け（5月6日以降）の感染状況によっては、部活動を含め、活動を更に制限する可能性があることを申し添えます。

記

1 教育活動【令和3年4月26日（月）～令和3年5月11日（火）】

- (1) 県外における活動は行いません。
- (2) 校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）は、様々な状況を勘案し、その都度適切に判断します。
- (3) 下記の感染防止対策を徹底します。

【登校・出勤時】

- ・生徒に毎日の登校前の健康観察を改めて徹底します。
- ・生徒はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合やPCR検査を受けている者がいる場合は登校しないことを徹底します。（5月5日までの臨時の出席停止措置を延長します）また、職員の場合も出勤を見合わせます。

【教育活動時】

- ・感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施します。
- ・マスクの着用を徹底します。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底します。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います。
- ・昼食など飲食時、飛沫を飛ばさない向きの座り方、話の際のマスク着用などの注意を徹底します。（食堂では座れる椅子の数を半分に減らすとともに、飛沫対策のパーテイションを設置しています）
- ・生徒、教職員に対して、不要不急の外出を自粛するよう呼びかけます。 など

2 部活動【令和3年4月25日（日）～令和3年5月11日（火）】

教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、実施します。ただし、実施場所は県内に限ることとします。（下記※を除く）

【感染防止対策】

- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません。

- ・活動時間は、本校「部活動に係る活動方針」を踏まえ、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内の実施とします。
- ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめます。
- ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用します。
- ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避けます。
※高体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

3 心のケア

きめ細やかな健康観察をはじめ、生徒の状況の把握に努めます。

4 今後の急なご連絡について

感染状況や国・県の要請内容によって、急なご連絡が必要な場合には、本校ホームページでご連絡しますので、適宜ご覧いただきますようお願いします。